

第5次佐賀県障害者プラン
第7期佐賀県障害福祉計画
第3期佐賀県障害児福祉計画について

第5次佐賀県障害者プランとは

障害者基本法（第11条第2項）に基づき、障害者の自立及び社会参加の支援等のため、施策推進の基本的考え方や施策の方向及び達成すべき福祉サービス等の目標などを明らかにし、障害者施策の総合的、計画的な推進を図るため定めた計画
＜現計画の期間：R3～R8年度（6年間）＞

※ 政府が策定した、「障害者基本計画」を基本として策定

佐賀県障害者プランの基本的考え

Ⅰ 基本理念

「県民が、障害のあるなしにかかわらず、お互いに人格と個性を尊重しながら、住み慣れた地域でともに暮らしやすい共生社会」を目指す。

2 基本目標

- I 地域で安心して暮らしている
- II 地域で働き、生きる喜びを感じる
- III 地域で誰もが想いを実現できる共生社会

第7期障害福祉計画とは

障害者総合支援法（第89条）に基づく、障害福祉サービス等の提供体制の計画的な確保のために定めた計画

第3期障害児福祉計画とは

児童福祉法（第33条の22）に基づく、障害児通所支援等の提供体制の計画的な確保のために定めた計画

※ 厚生労働大臣が定める「基本指針」に即して策定

（参考）

第1期障害福祉計画	：	平成18（2006）年度～平成20（2008）年度
第2期障害福祉計画	：	平成21（2009）年度～平成23（2011）年度
第3期障害福祉計画	：	平成24（2012）年度～平成26（2014）年度
第4期障害福祉計画	：	平成27（2015）年度～平成29（2017）年度
第5期障害福祉計画	：	} 平成30（2018）年度～令和2（2020）年度（3年間）
第1期障害児福祉計画	：	
第6期障害福祉計画	：	} 令和3（2021）年度～令和5（2023）年度（3年間）
第2期障害児福祉計画	：	
第7期障害福祉計画	：	} 令和6（2024）年度～令和8（2026）年度（3年間）
第3期障害児福祉計画	：	

計画策定の目的

障害福祉計画

障害児福祉計画

障害者プラン（根拠：障害者基本法）の基本理念である、『県民が、障害のあるなしにかかわらず、お互いに人格と個性を尊重しながら、住み慣れた地域でともに暮らしやすい共生社会』を実現するため、生活支援である障害福祉サービス、相談支援、居住支援、障害児通所支援等の提供体制の計画的な確保を図る。

障害者プランと障害（児）福祉計画の関係

第5次佐賀県障害者プラン

【位置づけ】

障害者の自立及び社会参加の支援等のため、障害者基本法第11条に基づき、施策推進の基本的な考え方や施策の方向及び達成すべき障害福祉サービス等の目標などを明らかにし、障害者福祉施策の総合的、計画的な推進を図るためのもの

【計画期間】 令和3(2021)年度～令和8(2026)年度(6年間)

(施策項目)

I 地域で安心して暮らしている

1. 生活支援
2. 保健・医療
3. 生活環境
4. 安全・安心

II 地域で働き、生きる喜びを感じる

1. 雇用・就業
2. 文化芸術活動・スポーツ
3. 情報アクセシビリティ

III 地域で誰もが想いを実現できる共生社会

1. 教育
2. 広報・啓発活動の推進
3. 差別解消及び権利擁護等の推進

第7期佐賀県障害福祉計画 第3期佐賀県障害児福祉計画

【位置づけ】

障害者プランに掲げる生活支援の事項中、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等に関する実施計画的な位置づけ

【根拠法】

障害者総合支援法第89条
児童福祉法第33条の22

【計画期間】

令和6(2024)年度～令和8(2026)年度
(3年間)

第5次佐賀県障害者プランの成果目標の実績（令和7年度）

（進捗状況）
 ◎：目標達成
 ○：概ね順調に推移、目標達成だが課題が残るもの
 △：目標達成に課題や問題あり
 ー：その他

資料2

基本目標 及び主な取組事項	No.	指標項目	計画策定時 （令和4年度）	目標 （令和8年度）	実績 （令和7年度）	進捗 状況	現状評価及びR8年度対応方向	担当課
1. 生活支援								
○障害者の相談支援体制の充実 ○障害者の家事援助、短期入所等の必要なサービスの提供体制の確保 ○児童発達支援センターにおける地域の中核機関としての支援の充実 ○短期入所や日中一時支援などの充実 ○障害特性を理解したホームヘルパーの養成	1	障害者グループホームの定員数	2,329人	2,545人	2,844人	○	・グループホームは、毎年度相当数増加しており、今後もその状況が続くと考えられる。 ・重度障害者向けグループホームの整備が課題であり、その確保に向けては、障害福祉施設整備費補助金における優先協議の対象としており、補助を通じて整備を促していく。	障害福祉課
	2	障害児通所支援事業所数	350カ所	400カ所	447カ所	○	・障害児通所支援事業所は、毎年度相当数増加しており、今後もその状況が続くと考えられる。 ・医療ケア児等の受入が可能な重心児向け通所支援事業所の整備が課題であり、その確保に向けては、障害福祉施設整備費補助金における優先協議の対象としており、補助を通じて整備を促していく。	
	3	強度行動障害支援者研修受講者数	1,998人	2,503人	2,498人	○	・県内指定サービス事業所への周知等も行っており、受講者は順調に増加している。 ・今後も円滑に研修が実施されるよう指定研修事業者への指導等を行っていく。	
	4	サービスの質の向上を図るための体制構築	体制有	体制有	体制有	◎	・令和2年度に障害福祉課内に指導担当を新設するとともに、県と市町が連携を深めるための会議の場を設けるなど、障害福祉サービス等の質を向上させるための体制を構築した。 ・指導監査を適正に実施するとともに、市町と指導監査の結果を共有し、指導監査の充実を図る。	
2. 保健・医療								
○切れ目のない退院後の精神障害者への支援 ○精神科病院に入院中の患者の権利擁護等のため、病院を訪問して行う相談支援の体制を整備 ○救急医療、急性期医療などの提供体制の充実、関係機関の連携の促進	5	医療型レスパイト施設の設置数	4圏域（北部、中部、東部、南部）に8カ所	5圏域（各圏域に1カ所以上）に8カ所	4圏域（北部、中部、東部、南部）に10カ所	○	・西部圏域での整備に課題がある。 （令和7年度は新たに北部圏域1カ所、南部圏域に1カ所設置されている） ・医療的ケア児支援のための協議の場において、各地域の社会資源について議論し、未整備となっている西部圏域において特に整備促進を図っていく。	障害福祉課
	6	難病相談支援センター利用者満足度調査における「満足」「ほぼ満足」の回答率	100%	100%	100.0%	◎	・丁寧な対応や利用のしやすさを評価する声が多く、目標を達成した。 ・利用者の満足度は極めて高いものの、施設の案内表示などについての意見が複数寄せられていたため改善について今後検討を行っていく。	健康福祉政策課
	7	統合失調症の入院患者数	1,583人	減少	1,419人	○	・訪問看護・福祉サービスなど地域の社会資源を活用し減少傾向ではあるものの、令和6年度（1,341人）からは入院患者が増加した。 ・地域で暮らす精神障害者が安心して生活できるよう相談体制等の充実を図る。	障害福祉課
	8	心の健康づくり実行宣言事業所の数	155カ所	160カ所	155カ所	△	・制度の周知が十分でない。 ・自殺対策協議会などを通じ、周知に努める。また、保健福祉事務所や精神保健福祉センターと共に積極的な働きかけを行う。	
	9	精神病床における入院後12か月時点の退院率	85.8% （令和元年度）	87.8%	83.9%	○	・患者の高齢化が進んでおり、退院率は横ばい傾向で推移。 ・医療・保健・福祉関係者の協議の場で実効性のある取組の推進を行い、精神障害者が地域で安心して生活できる体制を整備し、地域移行を推進する。	
	10	入院中の精神障害者のうち、高齢5年以上入院からの退院者数	114人 （うち地域移行20人）	増加	19人	△	・患者の高齢化や身体合併症の増加で退院者数が減少している。 ・医療・保健・福祉関係者の協議の場で実効性のある取組の推進を行い、精神障害者が地域で安心して生活できる体制を整備し、地域移行を推進する。	

第5次佐賀県障害者プランの成果目標の実績（令和7年度）

（進捗状況）
◎：目標達成
○：概ね順調に推移、目標達成だが課題が残るもの
△：目標達成に課題や問題あり
－：その他

資料2

基本目標 及び主な取組事項	No.	指標項目	計画策定時 （令和4年度）	目標 （令和8年度）	実績 （令和7年度）	進捗 状況	現状評価及びR8年度対応方向	担当課
3. 教育								
○障害者の方が使いやすい教育環境の整備の計画的な推進 ○病気療養児の支援の充実に向け、ICTを活用した学習機会の確保 ○すべての幼稚園・小・中・義務教育学校・高等学校で特別支援教育コーディネーターを指名することによる校内支援体制の充実 ○在住外国人、JICA派遣経験者などを講師とした国際理解講座の開催	11	特別支援学校高等部の生徒における就職者率	32.9%	37.2%	37.7%	○	・キャリア教育の推進、就労意欲を高める進路指導と能力や適性に応じた支援、企業等と連携した取組や丁寧なマッチングが成果に結びついた。 ・就労支援協働推進体制の一層の充実に取り組み、目標に掲げた就職者率の維持に努める。生徒の進路希望状況や障害の程度等は毎年度異なり、就職者率増減の要因となるが、目標値の維持は可能と考えている。	教育振興課
	12	特別支援学校児童生徒の居住地校交流実施率	26.4%	31.3%	29.4%	○	・目標値にはやや届いていないが、直接交流の割合と、オンラインや手紙等で行う間接交流の割合が概ね増加している。 ・児童生徒の実態や感染症動向など、状況に応じて様々な形態の実施方法を検討しながら居住地校交流を促進していくように学校に働きかけていく。	
4. 文化芸術活動・スポーツ等								
OSAGA2024を契機とし、障害者が日常的にスポーツを楽しめる環境づくりの推進 ○障害者文化芸術活動促進計画の策定等、障害者の地域における文化芸術活動の環境づくりの促進 ○地域の文化施設におけるUD・バリアフリー化の促進	13	日常的にスポーツに親しむ障がい者の割合	40.3%	42%以上	32.9%	△	【現状評価】 ・県内の事業所を対象にアンケート調査を行い、週1回以上スポーツを行うと回答した人の割合を実績とした。（日常的にスポーツを行っている特別支援学校については除いて集計している。） ・障がい者がスポーツを行う上で困難な理由として、障がいの特性にあったスポーツの実施方法が分からないことや土日を中心に行うスポーツ教室に支援員や職員等と一緒に参加できないことが理由として挙げられている。 ・特別支援学校におけるスポーツ実施状況の割合は、89.9%とかなり高い割合であるため、卒業後にいかにスポーツ活動に繋げていくかが大きな課題となる。 【R8年度対応方向】 県では、初めての方でも気軽に参加できるパラスポーツ教室やパラスポーツ体験会を開催し、また、令和7年度から、総合型地域スポーツクラブと連携しながら、身近な場所でスポーツ活動が継続できる環境を整備している。在学中にいかに地域の中でのスポーツ活動に参加できているかが卒業後のスポーツ活動継続にも影響するため、学校や地域と連携した取り組みを展開していく。 ・特に、福祉事業所ではスポーツ活動が困難という声も挙げられており、パラスポーツ協会指導員等を派遣して行う出張スポーツ教室により施設内でもできる障がいの特性にあったパラスポーツの導入方法などを示しながら障がいのある方のスポーツ活動の機会を創出していく。	スポーツ ムーブメント チーム
	14	佐賀県障害者芸術文化活動支援センターの設置	設置	設置	設置	◎	・令和7年度も支援センターとして計画内容に沿った活動を実施することができたため。令和8年度も引き続き支援センターを設置し、相談対応や指導者の確保などに努める。	文化課
	15	字幕・手話入りDVD等貸出数	131件	360件	150件	○	・令和6年度は、SAGA2024開催に伴い、貸出利用者がボランティア活動に従事されたこと等により利用実績の減少がみられたが、令和7年度は平時に戻ってきていると考えられる。 ・引き続き、聴覚障害者が日常的に文化芸術に親しめる環境づくりを進める。	障害福祉課

第5次佐賀県障害者プランの成果目標の実績（令和7年度）

（進捗状況）
◎：目標達成
○：概ね順調に推移、目標達成だが課題が残るもの
△：目標達成に課題や問題あり
－：その他

資料2

基本目標 及び主な取組事項	No.	指標項目	計画策定時 (令和4年度)	目標 (令和8年度)	実績 (令和7年度)	進捗 状況	現状評価及びR8年度対応方向	担当課
5. 雇用・就業等								
○県庁における障害者活躍推進計画の着実な実施 ○農福連携の取組強化による就労支援の更なる推進 ○障害者の賃金向上を図るため、改正後の指定障害福祉サービス等基準に基づく、事業所への指導・支援の実施 ○障害者が成年後見制度等を利用して、個人財産を適切に管理できるように支援	16	民間企業の障害者雇用率	2.76%	2.96%	2.87%	○	・障害者雇用者数は過去最高となっている一方、法定雇用率の対象企業数が増加したことから、障害者雇用率は前年比同率となっている ・引き続き、就労支援コーディネーターが関係機関と連携し、障害者の就労支援を推進する。	障害福祉課
	17	公的機関の障害者雇用率	県の機関及び教育委員会は、法定雇用率達成 地方独立行政法人は法定雇用率未達成 市町の機関は、30機関中24機関が法定雇用率達成	県内の全ての公的機関で法定雇用率達成	県の機関及び教育委員会は、4機関全て法定雇用率達成。市町の機関は、33機関中27機関で法定雇用率達成。 地方独立行政法人は法定雇用率未達成	○	・対前年比で法定雇用率を達成した県の機関及び教育委員会は1機関増え、市町は4機関増えた（対象機関も2増）。 ・法定雇用率を達成していない市町や機関に対しては、就労支援コーディネーターが訪問して状況を確認し、関係機関と連携して就労促進に努める。	
	18	県庁における福祉施設からの調達額	46,846千円	58,000千円	57,114千円	◎	・大型の物品発注があったことや、清掃・施設管理等の役務関係発注が伸び、調達額が増加した。 ・福祉施設からの調達を庁内に継続的に呼びかける。	
	19	一般就労への年間移行者数	133人	176人	190人	◎	・法定雇用率の引き上げや除外率の引き下げなどにより法定雇用率の適用対象となる企業の範囲が拡大したこともあり、障害者雇用は着実に進んでいる。 ・ハローワーク等就労支援機関と連携し、福祉施設利用者の就労支援を推進する。	
	20	就労継続支援B型等の平均工賃月額 ※R5年度より平均工賃の算出方法に変更あり	19,855円	27,700円	27,229円	◎	・工賃向上に向けて様々な事業を実施することで、目標に向けて順調に推移している。 ・引き続き、佐賀県工賃向上支援計画に基づき、経営コンサルタント派遣事業や、受発注促進支援、農福連携の推進等に取り組む。	
	21	40.0人以上の規模の企業で雇用される精神障害者数 ※R5年度以前は43.5人以上の規模の企業	456人	570人	636人	◎	・法定雇用率の引き上げや除外率の引き下げにより、法定雇用率の適用対象となる企業の範囲が拡大したこともあり、障害者雇用は着実に進んでいる。 ・引き続き、就労支援コーディネーターが関係機関と連携し、障害特性に応じた丁寧な就労支援を推進する。	
	22	40.0人以上の規模の企業で雇用される身体障害者数 ※R5年度以前は43.5人以上の規模の企業	1,179人	1,200人	1,188人	◎		
	23	40.0人以上の規模の企業で雇用される知的障害者数 ※R5年度以前は43.5人以上の規模の企業	693人	806人	734人	○		
	24	障害者就業・生活支援センター 利用者の就職件数	217件	200件以上	228件	◎		
	25	障害者就業・生活支援センター 1年後の定着率	71.2%	80.0%以上	75.5%	○	・身体障害者及び知的障害者の定着率は向上している。一方で、利用者の中で最も構成比の高い精神障害者については、定着率は改善傾向にあるものの、目標水準に達していない。 ・引き続き、障害者就業・生活支援センターと連携し、定着の促進に努める。	

第5次佐賀県障害者プランの成果目標の実績（令和7年度）

（進捗状況）
 ◎：目標達成
 ○：概ね順調に推移、目標達成だが課題が残るもの
 △：目標達成に課題や問題あり
 —：その他

資料2

基本目標 及び主な取組事項	No.	指標項目	計画策定時 （令和4年度）	目標 （令和8年度）	実績 （令和7年度）	進捗 状況	現状評価及びR8年度対応方向	担当課
6. 生活環境								
○ 重度の障害にも対応できるグループホーム等の整備 ○ 都市公園施設のバリアフリー化、情報提供等のソフト面を含めた取組の推進 ○ 歩道未設置の道路や踏切道のあり方について検討	26	パーキングパーミット制度協力施設数	1,908施設	2,000施設	1,917施設	△	・主要な施設とはすでに協定を締結しており、新規施設の開拓に苦慮している。 ・新規の協定施設の開拓と併せて、既存の協定施設における身体障害者用駐車場やプラスワンスペースの台数の増加に向けた働きかけを行う。	社会福祉課
	27	地域交通の見直しや利用促進に取り組む市町の数（単年度単位）	8市町	10市町	17市町	○	・市町、地域住民の方々、交通事業者、国と連携して地域の実情やニーズを把握しながら、交通計画等の策定や、路線再編や地域交通の見直しに係る取組を支援し、多様な移動手段の維持・確保につなげるとともに、市町が実施する利用促進の取組に奨励金を交付した。 ・以上により、今回移動手段の導入・見直し・利用促進に取り組んだ市町が17市町となった。 ・地域における移動制約者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域の実情やニーズを把握し、地域交通システム全体が持続可能なものとなるよう、市町、地域住民の方々、交通事業者、国と連携し、交通政策及び地域づくりの両方の観点を意識しながら、新たな移動手段の導入、既存の移動手段の見直し及び多様な移動手段の利用促進の取組が進んでいくよう支援していく。	交通政策課 地域交通システム室
	28	高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合	3.7%	4.0% （令和7年度）	3.8%	○	・高齢者向け住宅のうち、有料老人ホームの定員数（戸数）、サービス付き高齢者向け住宅の戸数が増えたため。 ・サービス付き高齢者向け住宅については、制度情報の周知などを行い、引き続き登録促進に努める。	建築住宅課
	29	居住支援法人の活動する市町数	20市町	20市町	20市町	◎	・様々な住宅確保要配慮者に対応できるよう、引き続き居住支援法人の指定の促進に努める。	
	30	高齢者の居住する住宅における一定のバリアフリー化率	46.0% （令和2年度）	75% （令和7年度）	—%	—	・この指標は、国が5年に一度行っている住宅・土地統計調査から算出しているため、次の調査結果の公表時（R10年）にしか実績が算出できない。（令和5年度実績：49.9%） ・建築士による住まいに関する無料住宅相談窓口の設置や建築士団体が設置している無料出前相談に対する支援に加え、様々な媒体や研修、セミナー等で普及啓発を行う等、高齢者や障害者が在宅生活を行うことができる環境づくりの推進を図る。	
7. 安全・安心								
○福祉・防災が連携した個別避難計画の策定、実効性の確保を促進 ○被災者ニーズに応じた応急仮設住宅バリアフリー化の推進	31	障害者も参加する防災訓練を実施した市町の数	0市町	20市町	13市町	○	・原子力防災訓練時に障害者に配慮した避難を行っていることに加え、近年の被害を伴った大雨の増加を踏まえ障がい者に配慮した避難訓練が増えているため。 ・未実施の7市町が、防災訓練を実施する際には、障害者も参加する内容とすることや障害者への配慮が図られたものとなるよう、健康福祉部とも連携しながら推進していく。	危機管理防災課
	32	グループホーム、ケアホームのスプリンクラー設置率	100%	100%	100.0%	◎	・現状、法律上スプリンクラーの設置が義務付けられている施設については、目標を達成している。 ・現状を維持していく。	障害福祉課

第5次佐賀県障害者プランの成果目標の実績（令和7年度）

（進捗状況）
 ◎：目標達成
 ○：概ね順調に推移、目標達成だが課題が残るもの
 △：目標達成に課題や問題あり
 ー：その他

資料2

基本目標 及び主な取組事項	No.	指標項目	計画策定時 （令和4年度）	目標 （令和8年度）	実績 （令和7年度）	進捗 状況	現状評価及びR8年度対応方向	担当課
8. 広報・啓発								
○障害者差別解消法の広報・啓発 ○障害の特性や必要な配慮に関する住民への正しい知識の普及・啓発 ○障害者月間での広報活動による県民の理解促進 ○障害（者）についての中学生・高校生の理解促進	33	「障害者月間」の認知度	20.0%	80%	24.9%	△	・「障害者月間」における体験型イベントの実施等により、障害への理解は一定進んでいるものとみられる。 ・引き続き、県として取組を進めるとともに、障害に関する理解啓発・交流事業に取り組む市町・障害者福祉関係団体・障害福祉サービス事業所を増加させる。	障害福祉課
	34	ヘルプマークの認知度	64.4%	80%	71.4%	○	・県内のJR7駅のみどりの窓口でヘルプマークを配布しており、ヘルプマークを身に着ける方、目にする方が増加したことなどが認知度向上につながったとみられる。 ・引き続き、ヘルプマークを必要とする方へ配布するとともに、ヘルプマークを身に着けた方への思いやりの行動を呼びかけるなど普及啓発に努める。	
	35	「課外授業」実施校	高校 39校 中学 47校 （平成20～令和4年度）	高校 51校 中学 50校 （平成20～令和8年度）	高校 52校 中学 62校 （平成20～令和7年度）	○	・令和7年度は「さがすたいる出前講座」を高校7校、中学校8校、小学校41校で実施。 ・取り組みを継続し、障害や障害者に対する理解を促進する。	県民協働課 障害福祉課
9. 差別解消及び権利擁護								
○「障害のあるなしにかかわらず、ともに暮らしやすい佐賀県をつくる条例」に基づく障害者差別解消に向けた取組の推進 ○障害福祉サービスの提供に当たり、利用者の意思に反した異性介助が行われることがないよう、取組を推進 ○選挙時における障害特性に応じた情報提供の充実、各自治体の実施事例について市町に周知	36	障害者差別解消法の出前講座回数	15回	36回	31回	○	・令和6年度の障害者差別解消法改正に伴い、事業所からの出前講座の依頼も多く、概ね順調に実施できている。 ・引き続き、周知活動やスケジュール調整等を丁寧に行いながら実施していく。	障害福祉課
	37	佐賀県手話言語と聞こえの共生社会づくり条例の認知度	20.8%	80%	22.2%	△	・知事定例記者会見や県議会一般質問において手話通訳を配置したことなどにより、手話言語の認知度向上に繋がったものと考えるが、条例の認知度向上には繋がっていない。 ・R7.6に国の手話施策推進法も施行され、手話言語に関する取組も広がっていることから、手話通訳等の配置を含め、引き続き、手話言語の普及啓発に努める。	
	38	障害のあるなしにかかわらず、ともに暮らしやすい佐賀県をつくる条例の認知度	25.2%	80%	24.4%	△	・出前講座等の地道な普及啓発事業により障害者差別解消や合理的配慮の提供についての理解は進んだものの、条例の認知度向上には繋がっていない。 ・合理的配慮の提供入門ハンドブックを活用した事業者への出前講座に注力するなどし、引き続き、認知度向上・理解啓発に努める。	
	39	虐待に関する出前講座回数	45回	50回	36回	△	・県主催の集合研修の受入枠を拡大したため、それに伴い出前講座の申込数が減少したものと考えられる。 ・出前講座と集合研修をトータルで見た上で、研修参加施設数の確保・維持を目指す。	

第5次佐賀県障害者プランの成果目標の実績（令和7年度）

（進捗状況）
 ◎：目標達成
 ○：概ね順調に推移、目標達成だが課題が残るもの
 △：目標達成に課題や問題あり
 ー：その他

資料2

基本目標 及び主な取組事項	No.	指標項目	計画策定時 （令和4年度）	目標 （令和8年度）	実績 （令和7年度）	進捗 状況	現状評価及びR8年度対応方向	担当課
10. 情報アクセシビリティ								
○公共インフラとしての電話リレーサービスの普及啓発 ○情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づく、障害者への情報保障の強化 ○読書バリアフリー法を踏まえ視覚障害者等の読書環境の整備の計画的な推進 ○手話言語の普及と聞こえの共生社会推進のための総合的な施策の実施 ○若年層を含めた手話言語の普及啓発 ○災害発生時の障害特性に配慮した情報伝達体制の整備	40	手話通訳者等の登録者数	92名	130名	93名	△	・手話通訳者等の人材育成は順調に進んでいるものの、高齢等の理由からSAGA2024までの活動を予定されていた方の引退等により国スボ前の水準に戻っている。 ・引き続き、聴覚障害者のコミュニケーション支援のため、手話通訳者等の人材育成を進めていく。また、手話通訳を担う方のすそ野拡大のため、理解啓発・周知の充実を図る。	障害福祉課
	41	要約筆記者の登録者数	39名	50名	32名	△	・要約筆記者の人材育成は順調に進んでいるものの、高齢等の理由からSAGA2024までの活動を予定されていた方の引退等により国スボ前の水準に戻っている。 ・引き続き、聴覚障害者のコミュニケーション支援のため、要約筆記者の育成を進めていく。また、要約筆記を担う方のすそ野拡大のため、理解啓発・周知の充実を図る。	
	42	失語症支援者の養成研修会実施回数	1回	1回	1回	◎	・毎年、失語症者向け意思疎通支援者養成研修の予算措置をしており、令和元年度からこれまでに68名の支援者登録につながっている。 ・引き続き、失語症者の社会参加を促進するため、支援者の養成を行う。	
	43	耳マークの認知度	32.5%	80%	42.9%	△	・県・市町の窓口等における耳マーク掲示の働きかけにより、認知度向上につながったとみられる。 ・引き続き、耳マークが身近なものになるよう、窓口等における掲示の働きかけを行うなどして、認知度向上に努める。	

第7次佐賀県障害福祉計画・第3次佐賀県障害児福祉計画関連成果目標の実績（令和7年度）

（進捗状況）
◎：目標達成
○：概ね順調に推移、目標達成だが課題が残るもの
△：目標達成に課題や問題あり
－：その他

資料3

成果目標 及び主な取組項目	No.	指標項目	計画策定時 （令和4年度）	目標 （令和8年度）	実績 （令和7年度）	進捗 状況	現状評価及びR8対応方向	担当課
1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行								
○相談支援の充実 ○施設退所後の住まいの場の確保のためのグループホームの整備 ○重度障害者の支援体制の整備 ○レスパイトの充実	1	目標① 令和4年度末施設入所者1,293人から令和8年度末までの地域移行者数	－	91人	37人	△	・地域生活への移行者数については、障害の程度や特性上、施設入所が必要な方が一定いらっしゃることも、また、重度の障害のある方を受け入れることができるグループホームの不足により、地域移行が困難なケースもあり、目標を下回った。 ・重度障害者向けグループホームの整備や医療型短期入所の充実といった取組を引き続き推進する。 また、地域移行が可能な入所者に対し、市町と連携して働きかけを行っていく。	障害福祉課
	2	目標② 令和4年度末施設入所者1,293人から令和8年度末時点の施設入所者数	1,293人	1,221人	1,227人	○		
	3	グループホームの箇所数	379箇所	423箇所	506箇所	○		
	4	グループホームの定員数	2,329人	2,545人	2,844人	○		
	5	重度障害者向けグループホームの箇所数	10箇所	14箇所	33箇所	○		
	6	医療型短期入所事業所の箇所数	8箇所	8箇所	10箇所	○		
2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築								
○精神疾患に関する正しい理解の普及啓発の推進 ○保健・医療・福祉関係者による協議の場の円滑な実施のための働きかけ ○退院後の住まいの場の確保のためのグループホームの整備 ○医療機関への1年以内の退院促進の働きかけ ○合同研修の実施 ○精神科救急医療システム体制の整備事業	7	目標① 精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数	324.3日	325.2日	未公表	－	・精神科病院に入院する患者の高齢化の影響がありつつも長期入院者数は減少している。 ・目標達成に向け、保健・医療・福祉関係者による協議の場において実効性のある取組の推進を行う。 ・精神障害者が地域で安心して生活できるための相談体制整備を行う。 ・精神科病院等からの退院先となるグループホームの数が目標に達したものの、重度の精神障害者を受け入れるグループホームについては不足感がある。退院後の住まいの場の確保のため、重度の精神障害者が利用できるグループホームの整備を推進する。	障害福祉課
	8	目標② 精神病床における1年以上の長期入院患者数	2,107人	減少	2,026人	◎		
	9	目標③-1 入院後3か月時点の退院率	63.3%	62.8%	未公表	－		
	10	目標③-2 入院後6か月時点の退院率	78.3%	79.8%	未公表	－		
	11	目標③-3 入院後1年時点の退院率	86.5%	87.8%	未公表	－		
	12	主として精神障害者を対象としたグループホーム数	37箇所	43箇所	42箇所	○		
3. 地域生活支援の充実								
○地域生活支援の充実のための取組	13	目標① 地域生活支援拠点等を障害保健福祉圏域（5圏域）ごとに1つ以上確保、機能の維持・充実	3圏域	5圏域	5圏域	◎	・各圏域の自立支援協議会において拠点整備に向けた協議を続けた結果、全圏域において整備済となったが、機能の維持・充実を図るため、圏域での協議はもちろん、圏域だけでは解決できない課題を県自立支援協議会で協議できる体制を築いていく必要がある。 ・圏域の自立支援協議会にアドバイザーを派遣し、助言や情報提供を行い機能充実を図っていくとともに、県自立支援協議会で更なる協議を行い地域生活支援の充実を図っていく。	障害福祉課
	14	目標② 各圏域ごとに拠点等の機能の充実に向けた検証・検討を、年1回以上実施	3圏域	5圏域	4圏域	○		
	15	目標③ 強度行動障害支援部会で支援ニーズ等の把握、支援体制を整備	未整備	整備	整備	◎		

第7次佐賀県障害福祉計画・第3次佐賀県障害児福祉計画関連成果目標の実績（令和7年度）

（進捗状況）
◎：目標達成
○：概ね順調に推移、目標達成だが課題が残るもの
△：目標達成に課題や問題あり
－：その他

資料3

成果目標 及び主な取組項目	No.	指標項目	計画策定時 (令和4年度)	目標 (令和8年度)	実績 (令和7年度)	進捗 状況	現状評価及びR8対応方向	担当課
4. 福祉施設から一般就労への移行								
○就労支援スタッフによる支援 ○障害者就業・生活支援センターとの連携 ○障害者就労支援チームによる就労支援 ○障害者の就労移行・定着支援 ○就労移行支援事業所の充実 ○企業への障害者雇用の働きかけ ○障害者雇用促進企業等の登録 ○多様な委託訓練の実施 ○レッツチャレンジ雇用	16	目標① 令和8年度の一般就労移行者数	137人	176人	190人	◎	・一般就労移行者数や移行支援事業所利用者に占める一般就労移行者の割合は、法定雇用率の引き上げを背景とした企業の採用意欲の高まりなどから順調に推移している。引き続き、就労支援コーディネーターが関係機関と連携し、障害者の就労支援を推進する。 ・協議会を活用した取組については、各圏域の協議会内で意見交換や県の事業説明するなど、連携しており、引き続き協議会との連携を深めていく。 ・定着支援事業については、企業の受入れ体制の充実や他の定着系サービスの存在などから、利用者数は伸び悩んでおり、事業所数も減少傾向にある。他の定着系サービスの状況なども注視しながら、障害のある方の定着が進むよう取り組んでいく。	障害福祉課
	17	目標② 就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労移行者の割合が5割以上の事業所の割合	6.7割	5割以上	7割	◎		
	18	目標③ 地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するための協議会等を活用した取組	－	取組を進める	取組を実施	◎		
	19	目標④ 就労定着支援事業の利用者数	28人	40人以上	15人	△		
	20	目標⑤ 就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる事業所の割合	－	2.5割以上	なし	△		
5. 障害児支援の提供体制の整備等（難聴児支援計画）								
○障害児通所支援 ○障害児入所支援 ○各種研修 ○関係機関との連携 ○児童発達支援センター機能強化事業 ○医療的ケア児等の協議の場に係る取組	21	目標① 児童発達支援センターを各圏域に1箇所以上設置	4圏域	各圏域に1箇所以上	各圏域に1箇所以上	◎	・令和6年4月に西部圏域に児童発達支援センターが設置され、全圏域に設置された。今後は児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うため、機能強化を行い、障害児支援体制の強化を図っていく。 ・難聴児支援に関して、関係者へのヒアリングを実施し、連携体制の構築に向けた検討を進める。 ・保育所等訪問支援、主に重症心身障害児（重心児）を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、県全体で増加したが、重心児向け通所支援事業所は十分とは言えないため、増加に向けた取り組みを引き続き推進する。 ・入所児童の移行調整に係る協議の場は、令和8年度に設置済。 ・医療的ケア児等支援に関する地域コーディネーターを各圏域に配置し、身近な地域で地域の実情に合った支援を行った。東部圏域のみ地域コーディネーターが未配置となっているため、今後も市町に対し働きかけを行っていく。 ・医療的ケア児とその家族が地域で安心して暮らせるよう、医療的ケア児支援センターを核として、地域コーディネーターと地域の支援者が連携しながら、地域の実情に応じた支援体制の強化を図っていく。	障害福祉課
	22	目標② 難聴児支援の中核機能を果たす体制を整備新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制を構築	未整備	整備・構築	未整備	△		
	23	目標③ 保育所等訪問支援を利用できる体制の確保各圏域で地域社会への参加・包容の推進体制を構築	18事業所	増加・構築	36事業所	◎		
	24	目標④ 入所児童の移行調整に係る協議の場の設置	未設置	設置	未設置 （R8年度設置）	◎		
	25	目標⑤ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	31事業所	増加	36事業所	○		
	26	目標⑥ 医療的ケア児支援に関する地域コーディネーターの配置	－	5圏域	4圏域	△		

第7次佐賀県障害福祉計画・第3次佐賀県障害児福祉計画関連成果目標の実績（令和7年度）

（進捗状況）
◎：目標達成
○：概ね順調に推移、目標達成だが課題が残るもの
△：目標達成に課題や問題あり
－：その他

資料3

成果目標 及び主な取組項目	No.	指標項目	計画策定時 （令和4年度）	目標 （令和8年度）	実績 （令和7年度）	進捗 状況	現状評価及びR8対応方向	担当課
6. 相談支援体制の充実・強化								
○ 相談支援体制の充実・強化のための取組	27	目標① 各圏域で相談支援体制の充実・強化に向けた体制の確立	－	確立	4圏域で確立	○	・県内どこに住んでいても、障害者及びその家族が身近な地域で相談支援を受けることができる総合相談窓口が整備されている。 ・基幹相談支援センターについて、令和8年度より南部圏域に設置されたことにより、全圏域での設置となった。 ・引き続き、障害者及びその家族が身近な地域で相談支援を受けることができる体制を維持するとともに、その充実・強化を図っていく。	障害福祉課
7. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築								
○指導監査結果の関係市町との共有 ○障害福祉サービス等に係る各種研修の活用 ○障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有 ○計画的な人材養成の推進 ○職場環境の改善	28	目標① 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制の構築	－	構築	構築	◎	・令和2年度に障害福祉課内に指導担当を新設するとともに、県と市町が連携を深めるための会議の場を設けるなど、障害福祉サービス等の質を向上させるための体制を構築しており、目標を達成している。 ・指導監査を適正に実施するとともに、市町と指導監査の結果を共有し、指導監査の充実を図る。 ・「福祉・介護職員処遇改善加算等取得促進事業」、「障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業費補助金」及び「障害福祉現場におけるカスタマーハラスメント等対策事業」を通じて、事業所における職員の処遇改善や職場環境の改善を促す。	障害福祉課

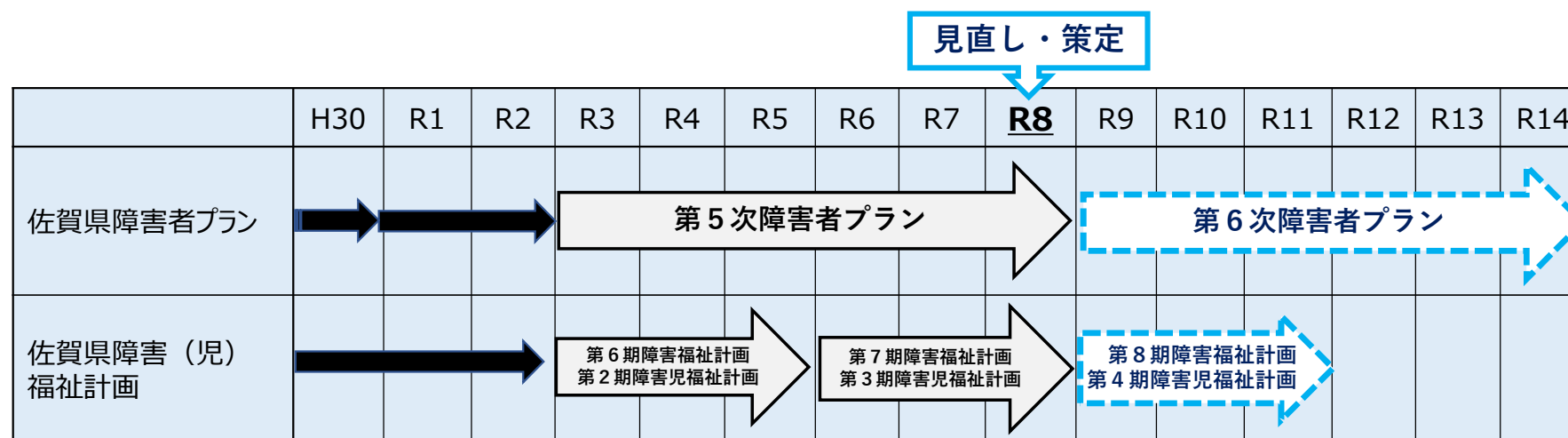
次期障害者プラン等の策定について

【趣 旨】

第6次佐賀県障害者プラン、第8期佐賀県障害福祉計画、第4期障害児福祉計画の策定に向けて、委員のご意見をいただきたい。

佐賀県障害者プラン等について

- 佐賀県障害者プランは佐賀県が講ずる障害者施策の最も基本的な計画
- 第5次障害者プラン（R3~R8）は障害福祉計画及び障害児福祉計画（R3~R5）との調和を保ち、総合的・計画的に施策を推進するため、令和3年3月に一体的な計画として策定
- 次期障害者プランについても、障害福祉計画・障害児福祉計画と一体的な計画として策定を検討



次期障害者プラン等の策定に向けた基本的な視点

○ 第5次障害者プラン等の実績

- ・第5次障害者プラン等の取組状況や成果、課題の検証結果を踏まえ、引き続き推進すべき施策や新たに対応が必要な取組を検討し、第6次障害者プラン等を策定する。

○ 障害福祉の実態や現場

- ・障害の特性に応じた支援の多様化や障害福祉人材の不足、地域による障害福祉サービスのばらつきなど、県内の実態を踏まえるとともに、当事者やご家族、支援者等の現場の声を聴きながら、第6次障害者プラン等を策定する。

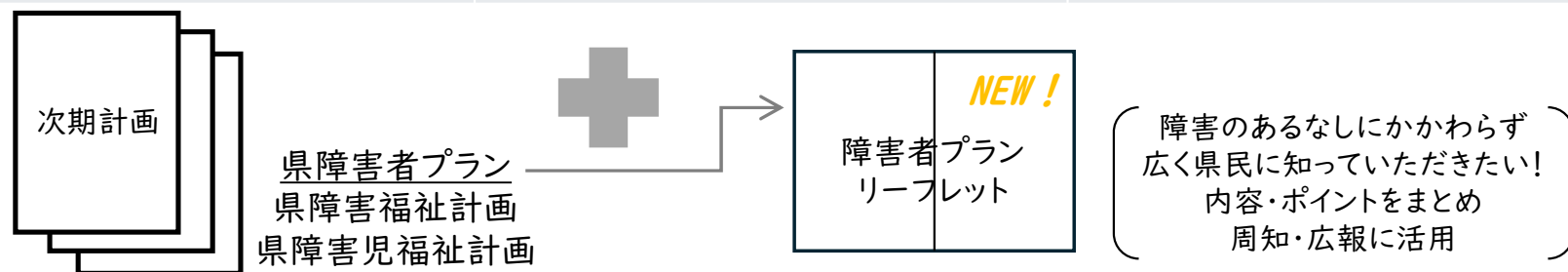
○ 国の障害者施策の方向性

- ・国の障害者基本法に基づく「障害者基本計画」（令和5年3月）及び障害者総合支援法・児童福祉法に基づく「基本指針」（令和8年3月）を踏まえ、国が示す施策の方向性との整合を図りながら、佐賀県の実情に応じた第6次障害者プラン等を策定する。

次期障害者プラン等のとりまとめの方向性について

「佐賀県障害者プラン」、「佐賀県障害福祉計画」及び「佐賀県障害児福祉計画」は相互に内容が関連することから、3つの計画を一体的に検討・策定する。

計画名	佐賀県障害者プラン	佐賀県障害福祉計画	佐賀県障害児福祉計画
根拠法	障害者基本法 (第11条2項)	障害者総合支援法 (第89条)	児童福祉法 (第33条の22)
策定義務	義務	義務	義務
主な対象者	一般県民、障害者、その家族、 支援者、障害福祉事業者、市町	障害福祉事業者、市町	障害福祉事業者、市町
計画内容 ・ 編纂方針	国の「障害者基本計画」を基本として、施策の理念や基本的な考えや方向性を定める より分かりやすく… ※リーフレットも作成	国の「基本指針」(令和8年3月)に基づき、サービス見込量や成果指標を定める 具体的に詳細に…	国の「基本指針」(令和8年3月)に基づき、サービス見込量や成果指標を定める 具体的に詳細に…



国の「第5次障害者基本計画」(R5年3月)概要

(障害者基本法)

● 第5次障害者基本計画とは

【位置付け】 **政府が講ずる障害者施策の最も基本的な計画**（障害者基本法第11条に基づき策定。また障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法第9条第1項の規定に基づき、同法の規定の趣旨を踏まえ策定。）

【計画期間】 **令和5(2023)年度から令和9(2027)年度までの5年間**

【検討経緯】 障害者政策委員会（障害当事者等で構成される内閣府の法定審議会）での1年以上にわたる審議を経て、令和4年12月に取りまとめられた**障害者政策委員会の意見に即して**、政府で基本計画案を作成

● 総論の主な内容

1. 基本理念

- 共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める。

2. 基本原則

- 地域社会における共生等、差別の禁止、国際的協調

3. 社会情勢の変化

- 2020年東京オリンピック・パラリンピックのレガシー継承
- 新型コロナウイルス感染症拡大とその対応
- 持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現（SDGsの視点）

4. 各分野に共通する横断的視点

- 条約の理念の尊重及び整合性の確保
- 共生社会の実現に資する取組の推進
- 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
- 障害特性等に配慮したきめ細かい支援
- 障害のある女性、こども及び高齢者に配慮した取組の推進
- PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進

5. 施策の円滑な推進

- 連携・協力の確保、理解促進・広報啓発に係る取組等の推進

● 各論の主な内容(11の分野)

- | | | |
|-----------------------------|------------------------|---------------------|
| 1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 | 5. 行政等における配慮の充実 | 9. 雇用・就業、経済的自立の支援 |
| 2. 安全・安心な生活環境の整備 | 6. 保健・医療の推進 | 10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興 |
| 3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 | 7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進 | 11. 国際社会での協力・連携の推進 |
| 4. 防災、防犯等の推進 | 8. 教育の振興 | |

※「佐賀県障害者プラン」等の中間見直し(R6.3月)の際に内容を一定反映済み

国の「基本指針」(R8年3月改正) 概要

参考 2

基本指針の見直しの主な事項

(障害者総合支援法、児童福祉法)

① 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・様々なデータを活用した地域移行者数の把握
- ・希望する地域生活の支援に向けた支援体制確保の重要性を記載
- ・施設整備と計画に定める入所者数の削減目標の達成との整合
- ・入所施設における居室の個室化等の推進

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・システムの理念の明確化と実現に向けた、市町村における相談及び援助の体制整備や、それに対する都道府県における体制整備

③ 福祉施設から一般就労への移行等

- ・就労選択支援の積極的な利用を促すための体制確保の推進
- ・就労選択支援事業所の設置、利用者数に関する成果目標の新設

④ 障害児支援の提供体制の整備等

- ・地域支援体制の構築に係る成果目標について、4つの中核機能の確保を行うよう見直し
- ・インクルージョン推進の協議の場の設置に係る成果目標の新設
- ・のぞまないセルフプランの解消を目指しつつ、関係機関との連携体制を確保した上での伴走的な相談支援体制の確保に関する成果目標の新設
- ・強度行動障害の状態にある児への支援ニーズの把握及び支援体制の整備に関する成果目標の新設

⑤ 地域における相談支援体制の充実強化

- ・基幹相談支援センターの設置のより一層の推進
- ・のぞまないセルフプランの解消に向けた取組の推進
- ・医療分野等との連携、ピアサポート等の重要性を記載
- ・協議会に障害当事者が参画することの重要性を記載

⑥ 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性の向上

- ・介護テクノロジーの導入促進などによる間接業務の効率化と直接処遇業務の負担軽減・質の向上の推進
- ・人材確保や当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上の支援体制の整備に向けた成果目標の新設
- ・障害当事者が研修に関わることの重要性を記載

⑦ 障害福祉サービスの質の確保等

- ・就労系サービスやグループホーム等の質の確保について、ガイドラインなどを踏まえた取組の重要性を記載
- ・障害福祉サービス等情報公表制度の公表率等に関する成果目標の新設
- ・障害福祉分野における運営指導・監査の重要性を記載
- ・障害児支援における人材育成の重要性を記載

⑧ きめ細かい地域ニーズを踏まえた支援体制の整備

- ・様々な障害特性に応じたサービス提供体制の整備や専門人材の確保・育成等の重要性を記載
- ・意見申出制度の積極的な活用を念頭に入れた計画の検討
- ・意思疎通支援従事者の養成・派遣体制の整備、幅広い年齢層の支援者の養成、指導者の養成の促進に向けた取組の重要性を記載
- ・障害当事者に対するICT機器の利用支援に向けた取組の重要性を記載

⑨ 高次脳機能障害者に対する支援

- ・高次脳機能障害者支援法成立を踏まえ、高次脳機能障害について、相談支援体制の充実、専門的な医療機関の確保、地域協議会設置の重要性を記載

⑩ 人口減少地域におけるサービスの維持・確保

- ・中山間・人口減少地域におけるサービス提供体制の維持・確保の重要性を記載

⑪ 「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・地域共生社会の実現に向けたより一層の取組の推進

⑫ 住宅セーフティネット制度との連携

- ・住宅セーフティネット法に基づく賃貸住宅供給促進計画との調和や、住宅担当部局や居住支援協議会等との連携

⑬ 地域差の是正・指定の在り方等

- ・地域差の是正に向けたサービス見込量の算出方法
- ・サービス利用者割合の多い自治体におけるいわゆる総量規制や意見申出制度の活用要請
- ・重度障害者（強度行動障害の状態にある者や高次脳機能障害を有する障害児者、医療的ケアを必要とする児者等）について個別の利用者数の見込みを設定するよう努める

⑭ 障害者等に対する虐待の防止等

- ・自治体における調査の徹底と体制整備の強化、重篤事例等の検証のより一層の推進
- ・ガイドラインを踏まえた、意思決定支援の一層の推進
- ・希望する生活の実現に向けた母子保健・児童福祉の関係機関との連携

⑮ スポーツ・健康増進活動による社会参加等の促進

- ・スポーツ・健康増進活動を通じて社会参加するとともに共生社会の実現を目指すことの重要性を記載

⑯ 災害時における障害福祉サービス提供の確保

- ・災害対策基本法等の改正を踏まえた、防災部局や職能団体等との連携
- ・施設・事業所等の耐災害性強化対策の必要性を記載

成果目標（国）

① 施設入所者の地域生活への移行

- ・地域移行者数：令和7年度末施設入所者数の6%以上
- ・施設入所者数：令和7年度末の5%以上削減

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：319.3日以上
- ・精神病床における1年以上入院患者数
- ・精神病床への30日以上再入院率：退院後90日時点 10.3%以下、退院後180日時点 17.4%以下、退院後365日時点 25.7%以下 **【新規】**
- ・心のサポーター数：令和15年度末までに100万人以上 **【新規】**
- ・K6により住民のこころの状態を把握 **【新規】**

③ 福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行者数：令和6年度実績の1.31倍以上
- ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上
- ・就労定着支援事業の利用者数：令和6年度末実績の1.47倍以上
- ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上
- ・協議会設置圏域ごとに就労選択支援事業所を設置。令和11年度の就労選択支援利用者を82,000人以上 **【新規】**
- ・各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進

④ 障害児支援の提供体制の整備等

- ・4つの中核機能を確保：各市町村又は圏域、インクルージョン推進のための協議の場の設置：各都道府県・各市町村又は圏域 **【新規】**
- ・難聴児支援を総合的に推進するための計画の策定：各都道府県、難聴児支援の中核的機能を果たす体制及び新生児聴覚検査から療育等につなげる連携体制の構築：各都道府県（必要に応じて政令市）
- ・主として重症心身障害児を支援する事業所又は重症心身障害児を受け入れる体制を整備した事業所の確保：各市町村又は圏域

④ 障害児支援の提供体制の整備等（続き）

- ・医療的ケア児等支援に関する協議の場・コーディネーターの配置：各都道府県・各市町村又は圏域（都道府県の協議の場には医療的ケア児支援センターが参画）
- ・障害児入所施設からの移行調整の協議の場の設置：各都道府県・政令市
- ・障害児等への伴走的な相談支援体制の構築及び連携体制の確保：各市町村又は圏域 **【新規】**
- ・強度行動障害の状態にある児に関する支援ニーズを把握及び支援体制の整備：各都道府県（必要に応じて政令市） **【新規】**

⑤ 地域生活支援の充実

- ・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- ・強度行動障害の状態にある者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること

⑥ 相談支援体制の充実・強化等

- ・各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等
- ・相談支援体制の地域診断を行った上で体制の強化を図ることにより、令和11年度末までに、のぞまないセルフプランの件数をゼロとする **【新規】**

⑦ 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上

- ・人材確保や生産性向上に関するワンストップ窓口の設置 **【新規】**
- ・生産性向上等に向けた関係者の連携を図る協議会の設置 **【新規】**
- ・都道府県における相談支援専門員研修等の実施

⑧ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- ・各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築
- ・各都道府県等の障害福祉サービス等情報公表制度における管内事業所の公表率及び更新率（毎年度1回）を100%とする **【新規】**

次期障害者プラン等の策定に向けたスケジュール(予定)

		国	県	市町
			佐賀県障害者施策推進協議会	
R 8	3月	「基本指針」告示		
	4月		令和7年度の実績のとりまとめ	現計画の実績確認
	5月			次期計画等の検討・策定
	6月			(サービス見込量の設定含)
	7月			
	8月		佐賀県障害者施策推進協議会(第104回) 8月18日(火) (令和7年度の実績報告、次期障害者プラン等の策定について) 次期障害者プラン等の具体的な検討	※サービス見込量の設定 について国から連絡・要請
	9月			
	10月			
	11月		佐賀県障害者施策推進協議会(第105回) 11月頃 (次期障害者プラン等の項目・内容等について)	
	12月		パブリックコメント(～1月)	
R 9	1月			
	2月		佐賀県障害者施策推進協議会(第106回) 2月頃 (次期障害者プラン等の最終案について)	
	3月末		第6次佐賀県障害者プラン等の決定	障害者基本計画等の決定

令和7年度の実績

第5次佐賀県障害者プラン
第7期佐賀県障害福祉計画
第3期佐賀県障害児福祉計画

第5次障害者プラン

I 生活支援

事 項	実績		進捗	目標 (R8年度)
	R6年度	R7年度		
障害者グループホームの定員数	2,704人	2,844人	○	2,545
障害児通所支援事業所数	394カ所	447カ所	○	400カ所
強度行動障害支援者研修受講者数	2,349人	2,498人	○	2,503人
サービスの質の向上を図るための体制構築	体制有	体制有	◎	体制有

2 保健・医療

事 項	実績		進捗	目標 (R8年度)
	R6年度	R7年度		
医療型レスパイト施設の設置数	3圏域に8カ所	4圏域に10カ所	○	8カ所 (全5圏域に 1カ所以上)
難病相談支援センター利用者 満足度調査における「満足」 「ほぼ満足」の回答率	100%	100.0%	◎	100%
統合失調症の入院患者数	1,341人	1,419人	○	減少 (基準:1,583人 第5次改定時)
心の健康づくり実行宣言事業 所の数	155カ所	155カ所	△	160カ所
精神病床における入院後12か 月時点の退院率	75.3%	83.9%	○	87.8%
入院中の精神障害者のうち、高 齢5年以上入院からの退院者 数	22人	19人	△	増加 (基準:114人 第5次改定時)

3 教育

事 項	実績		進捗	目標 (R8年度)
	R6年度	R7年度		
特別支援学校高等部の生徒における就職者率	38.4%	37.7%	○	37.2%
特別支援学校児童生徒の居住地校交流実施率	29.8%	29.4%	○	31.3%

4 文化芸術活動・スポーツ等

事 項	実績		進捗	目標 (R8年度)
	R6年度	R7年度		
日常的にスポーツに親しむ障がい者の割合	41.1%	32.9%	△	42%以上
佐賀県障害者芸術文化活動支援センターの設置	設置	設置	◎	設置
字幕・手話入りDVD等貸出数	72件	150件	○	360件

5 雇用・就業等

事 項	実績		進捗	目標 (R8年度)
	R6年度	R7年度		
民間企業の障害者雇用率	2.87%	2.87%	○	2.96%
公的機関の障害者雇用率	県の機関及び教育委員会は、4機関中3機関で法定雇用率達成。市町の機関は、31 機関中23 機関で法定雇用率達成。地方独立行政法人は法定雇用率未達成。	県の機関及び教育委員会は、4機関全て法定雇用率達成。市町の機関は、33 機関中27機関で法定雇用率達成。地方独立行政法人は法定雇用率未達成。	○	県内のすべての公的機関で法定雇用率達成
県庁における福祉施設からの調達額	48,246千円	57,114千円	◎	58,000千円
一般就労への年間移行者数	192人	190人	◎	176人
就労継続支援B型等の平均工賃月額	26,114円	27,229円	◎	27,700円
40.0人以上の規模の企業で雇用される精神障害者数	538人	636人	◎	570人
40.0人以上の規模の企業で雇用される身体障害者数	1,159人	1,188人	◎	1,200人
40.0人以上の規模の企業で雇用される知的障害者数	709人	734人	○	806人
障害者就業・生活支援センター利用者の就職件数	204件	228件	◎	200件以上
障害者就業・生活支援センター1年後の定着率	78.0%	75.5%	○	80%以上

6 生活環境

事 項	実績		進捗	目標 (R8年度)
	R6年度	R7年度		
PP(パーキングパーミット) 制度協力施設数	1,916施設	1,917施設	△	2,000施設
地域交通の見直しや利用促進に 取り組む市町の数(単年度単位)	16市町	17市町	○	10市町
高齢者人口に対する高齢者向け 住宅の割合	3.8%	3.8%	○	4.0 (R7年度)
居住支援法人の活動する市町 数	20市町	20市町	◎	20市町 (R4年度)
高齢者の居住する住宅における バリアフリー化率	－% ※	－%	－	75% (R7年度)

※高齢者の居住する住宅におけるバリアフリー化率は国が実施する5年に一度の調査(前回:R5)から算出するため、R7実績は算出できない。

7 安全・安心

事 項	実績		進 捗	目標 (R8年度)
	R6年度	R7年度		
障害者も参加する防災訓練を実施した市町の数	12市町	13市町	○	20市町
グループホーム、ケアホームのスーパーリンクラー設置率	100%	100.0%	◎	100%

8 広報・啓発

事 項	実績		進 捗	目標 (R8年度)
	R6年度	R7年度		
「障害者月間」の認知度	23.3%	24.9%	△	80%
ヘルプマークの認知度	62.4%	71.4%	○	80%
「課外授業」実施校	・高校 45校 ・中学 54校 (H20~R6年度)	高校52校 中学62校 (H20~R7年度)	○	・高校 51校 ・中学 50校 (H20~R8年度)

9 差別解消及び権利擁護

事 項	実績		進捗	目標 (R8年度)
	R6年度	R7年度		
障害者差別解消法出前講座回数	42回	31回	○	36回
佐賀県手話言語と聞こえの共生社会 づくり条例の認知度	16.2%	22.2%	△	80%
障害のあるなしにかかわらず、ともに 暮らしやすい佐賀県をつくる条例の認 知度	22.1%	24.4%	△	80%
虐待に関する出前講座回数	53回	36回	△	50回

10 情報アクセシビリティ

事 項	実績		進捗	目標 (R8年度)
	R6年度	R7年度		
手話通訳者等の登録者数	100名	93名	△	130名
要約筆記者の登録者数	37名	32名	△	50名
失語症支援者の養成研修会 実施回数	1回	1回	◎	1回
耳マークの認知度	36.3%	42.9%	△	80%

第7期佐賀県障害福祉計画及び 第3期佐賀県障害児福祉計画

成果目標

- ① 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③ 地域生活支援の充実
- ④ 福祉施設から一般就労への移行
- ⑤ 障害児支援の提供体制の整備等
- ⑥ 相談支援体制の充実・強化
- ⑦ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行

①福祉施設の入所者の地域生活への移行

【目標①】地域生活への移行者数

2022(令和4)年度末時点の施設入所者数の7.0%以上が2023(令和5)年度から2026(令和8)年度末までに地域生活へ移行することを目指します。

	2022 (令和4) 年度末 入所者数	2023 (令和5) 年度	計画期間			2023(令和5)年度から 2026(令和8)年度まで の移行者数の合計	
			2024 (令和6) 年度	2025 (令和7) 年度	2026 (令和8) 年度		
目標	1,293	17	20	23	31	91	7.0%
実績		16	8	13	—		%

【目標①】圏域毎実績

	2025(令和7)年度		
	目標	実績	割合
全体	23	13	57%
中部	7	2	29%
東部	2	1	50%
北部	4	2	50%
西部	3	4	167%
南部	7	4	57%

【目標①】目標未達成の要因

障害の程度や特性上、施設入所が必要な方が一定いらっしゃることも、また、重度の障害のある方を受け入れることができるグループホームの不足により、地域移行が困難なケースが多い。

①福祉施設の入所者の地域生活への移行

【目標②】施設入所者数

2026(令和8)年度末の施設入所者数を2022(令和4)年度末時点から5.6%以上削減することを目指します。

	2022 (令和4) 年度末 入所者数	2023 (令和5) 年度	計画期間			2022(令和4)年度から 2026(令和8)年度まで の削減数の合計	
			2024 (令和6) 年度	2025 (令和7) 年度	2026 (令和8) 年度		
目標	1,293	1,284	1,270	1,248	1,221	△72	△5.6%
実績		1,260	1,239	1,227	—		

【目標② 圏域毎実績】

	2022年度末	2025(令和7)年度			
		目標	実績	削減数	割合
全体	1,293	1,248	1,227	△21	△1.7%
中部	494	479	463	△16	△3.4%
東部	150	144	148	4	2.7%
北部	211	201	194	△7	△3.6%
西部	132	128	128	0	0%
南部	306	296	294	△2	△0.6%

①福祉施設の入所者の地域生活への移行のための取組

■相談支援の充実

- ・ 障害者及びその家族が身近な地域で相談支援を受けることができるよう、市町の総合相談窓口等へ障害者相談支援の知識・経験が豊富な相談支援アドバイザーの派遣を行い、機能の充実を図った。

■施設退所後の住まいの場の確保のためのグループホームの整備

- ・ グループホーム整備に係る補助制度を設けており、補助制度の周知やグループホーム開設に向けたアドバイス等の支援を行ったことにより、グループホームの箇所数は増加した。

○グループホームの箇所数及び定員数

		2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
箇所数	目標	379箇所	390箇所	401箇所	412箇所	423箇所
	実績			463箇所	506箇所	－ 箇所
定員数	目標	2,329人	2,383人	2,437人分	2,491人分	2,545人分
	実績			2,704人分	2,844人分	－ 人分

①福祉施設の入所者の地域生活への移行のための取組

■重度障害者の支援体制の整備

- ・ 重度障害者グループホーム整備に係る補助制度の周知などを行ったことにより、重度障害者グループホームの箇所数は増加した。

○重度障害者向けグループホームの箇所数

		2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
箇所数	目標	10箇所	10箇所	12箇所	13箇所	14箇所
	実績			29箇所※	33箇所	－ 箇所

※令和6年度以降の実績について、重度障害者グループホームの考え方を整理し直したことで対象先が増加

■レスパイトの充実

- ・ 医療型短期入所事業所の体制整備に係る補助制度を設けるなどの取組を行った結果、県全体の箇所数としては目標を達成している。令和7年度に新たに2箇所整備されたが、西部圏域のみ未整備となっており、地域偏在が課題となっている。

○医療型短期入所事業所の箇所数

		2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
箇所数	目標	8箇所	8箇所	8箇所	8箇所	8箇所
	実績			8箇所	10箇所	－ 箇所

①福祉施設の入所者の地域生活への移行に係る評価と対応方針

2025(令和7)年度評価

地域生活への移行者数については、障害の程度や特性上、施設入所が必要な方が一定いらっしゃることも、また、重度の障害のある方を受け入れることができるグループホームの不足により、地域移行が困難なケースもあり、目標を下回った。

今後の対応方針

重度障害者向けグループホームの整備や医療型短期入所の充実といった取組を引き続き推進する。

また、地域移行が可能な入所者に対し、市町と連携して働きかけを行っていく。

② 精神障害にも対応した 地域包括ケアシステムの構築

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【目標①】

2026（令和8）年度の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数を325.2日以上とすることを目指します。

		2020 (令和2) 年度	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4)年 度	2023 (令和5) 年度	2024 (令和6) 年度	2025 (令和7) 年度	2026 (令和8) 年度
退院後1 年 以内の 平均生活 日数	目標	—	—	—	—	—	—	325.2 日
	実績	322.5 日	324.7 日	324.3 日	未公表	未公表	未公表	未公表

※厚生労働省化学研究班により算出された最新データが2022年の実績であり、以降は公表されていない。

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【目標②】長期入院患者数

2026(令和8)年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数を2022(令和4)年度末の2,107人から減少させることを目指します。

		2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
精神病床 における 1年以上長 期入院患 者数	目標	減少 させる				
	実績	2,107人	2,200人	2,077人	2,026人	—

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【目標③】入院後3か月時点、6か月時点、1年時点の退院率

2026（令和8）年度における入院後3か月時点の退院率を62.8%以上、6か月時点の退院率を79.8%以上、1年時点の退院率を87.8%以上とすることを目指します。

		2019 (令和 元)年度	2020 (令和 2)年度	2021 (令和 3)年度	2022 (令和 4)年度	2023 (令和 5)年度	2024 (令和 6)年度	2025 (令和 7)年度	2026 (令和8) 年度	参考値 R6年度 (県調査)
3か月 時点	目標	60.8%	－	－	－	－	－	－	62.8%	
	実績		61.8%	61.1%	63.3%	未公表	未公表	未公表	－	65.3%
6か月 時点	目標	78.5%	－	－	－	－	－	－	79.8%	
	実績		78.7%	77.6%	78.3%	未公表	未公表	未公表	－	78.3%
1年 時点	目標	85.8%	－	－	－	－	－	－	87.8%	
	実績		86.4%	85.5%	86.5%	未公表	未公表	未公表	－	85.8%

※厚生労働省の統計データにより実績が把握できる指標であり、2022年度の公表データが最新となっているため、以降の実績を現時点で把握できない。

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築のための取組

■精神疾患に関する正しい理解の普及啓発の推進

- ・精神疾患に関する正しい知識の普及、差別や偏見の解消を目的に、県民を対象とした参加型のイベント「さがスマイルフェスタ（精神保健福祉大会）」を開催した。
- ・県民や支援者を対象に精神疾患に関する研修会を実施した。

■保健・医療・福祉関係者による協議の場の円滑な実施のための働きかけ

- ・精神障害者の地域移行に関わる保健医療福祉関係者での地域課題に対する協議の場を設置している。
- ・措置入院者退院後支援事業は、入院早期から関わることにより障害者と支援者による個別支援の協議の場となり、障害者にとっても支援者やサービスを知り活用するきっかけとなっている。

■退院後の住まいの場の確保のためのグループホームの整備

- ・グループホーム整備に係る補助制度の周知やグループホーム開設に向けたアドバイス等の支援を行った結果、主として精神障害者を対象としたグループホームは増加したものの、重度の精神障害者を受け入れるグループホームについては不足感がある。

○主として精神障害者を対象としたグループホーム数

		2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
箇所数	目標	37箇所	37箇所	41箇所	42箇所	43箇所
	実績			38箇所	42箇所	－箇所

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築のための取組

■医療機関への1年以内の退院促進の働きかけ

- 精神科病院実地指導時に退院支援体制の確認及び指導を実施した。
- ・ 精神医療審査会において医療保護入院者の医療の適正化に努めた。

■合同研修の実施

- ・ 精神障害者が地域で自分らしく生活するための支援について精神科病院職員、市町職員、福祉事業所職員等を対象とした研修を開催した。

■精神科救急医療システム体制の整備事業

- ・ 緊急時に安心して精神科医療にかかることができるよう精神科救急情報センター、佐賀県精神科病院協会などの関係機関及び庁内関係各課と協議を行った。

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る

評価と対応方針

2025（令和7）年度評価

- ・精神科病院に入院する患者の高齢化の影響もあり、長期入院者数は減少している。
- ・精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数は概ね横ばいとなっている。
- ・精神科病院等からの退院先となるグループホームの数が目標に達したものの、重度の精神障害者を受け入れるグループホームについては不足感がある。

今後の対応方針

- ・目標達成に向け、保健・医療・福祉関係者による協議の場において実効性のある取組の推進を行う。
- ・精神障害者が地域で安心して生活できるための相談体制整備を行う。
- ・また、退院後の住まいの場の確保のため、精神障害者が利用できるグループホームの整備を推進する。

③ 地域生活支援の充実

③地域生活支援の充実

【目標①】

2026（令和8）年度末までの間、地域生活支援拠点等（多機能拠点整備型又は面的整備型）を障害保健福祉圏域ごとに1つ以上確保し、コーディネーターの配置や緊急時の連絡体制の構築等、その機能等が維持・充実されることを目指します。

○地域生活支援拠点等の整備数（令和7年度末時点）

圏域			中部	東部	北部	西部	南部
箇所数	実績	2024	2	1	1	2	1
		2025	2	1	1	2	3
	目標	2026	1	1	1	1	1

【目標②】

各圏域の自立支援協議会の拠点部会等において、年に1回以上は拠点等が有する機能の充実に向けた検証、検討を実施します。

- ・一部の圏域の自立支援協議会においては、拠点等の機能を維持していくための検討や課題共有が行われたが、更なる機能充実に向けた検証・検討が必要。
- ・拠点等の機能の充実にあたっては、県自立支援協議会においても、現状や課題等を把握し共有するなど、圏域の自立支援協議会とともに取り組んでいく必要がある。

③地域生活支援の充実

【目標③】

佐賀県発達障害者支援地域協議会の作業部会である強度行動障害支援部会において、強度行動障害を有する障害者に関して、その状況や支援ニーズを把握するとともに、支援者フォローアップ研修やアドバイザー派遣事業を実施し、支援体制の整備を進めます。

- ・ 強度行動障害支援部会において、強度行動障害の状態にある方やその家族がどのような生活状況か、またどのような困りごとがあるのかを把握するため、実態調査の内容や方法等について協議を行い、調査を実施した。
- ・ フォローアップ研修及びアドバイザー派遣事業については、実効性のある研修だと受講者から高い評価を得た。今後も、受講者個人のスキルアップはもちろん、職場でのチームとしての支援力が向上するよう取り組んでいく。

地域生活支援の充実のための取組

- ・ 拠点等の機能の充実にあたっては、県自立支援協議会においても、現状や課題等を把握し共有するなど、圏域の自立支援協議会とともに取り組んでいく必要がある。

③地域生活支援の充実に係る評価と対応方針

2025(令和7)年度評価

各圏域の自立支援協議会において拠点整備に向けた協議を続けた結果、全圏域において整備済となったが、機能の維持・充実を図るため、圏域での協議はもちろん、圏域だけでは解決できない課題を県自立支援協議会で協議できる体制を図っていく必要がある。

今後の対応方針

圏域の自立支援協議会にアドバイザーを派遣し、助言や情報提供を行い機能充実を図っていくとともに、県自立支援協議会で更なる協議を行い地域生活支援の充実を図っていく。

④ 福祉施設から一般就労への移行

④福祉施設から一般就労への移行

【目標①】

福祉施設の利用者のうち、2026(令和8)年度中に一般就労に移行する者を2021(令和3)年度実績の1.28倍以上の176人を目指します。

	2021 (令和3)年度	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
目標	137人	160人	168人	176人
実績		192人	190人	—

④福祉施設から一般就労への移行

【目標②】

2026(令和8)年度における就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労移行者の割合が5割以上である事業所が、就労移行支援事業所の5割以上を占めることを目指します。

	2021 (令和3)年度	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
目標	6.7割	—	—	5割以上
実績		7割	7割	— 割

④福祉施設から一般就労への移行

【目標③】

地域の就労支援ネットワークの強化、雇用や福祉等の関係機関の連携した支援体制の構築について、協議会（就労支援部会）等を活用して推進します。

- 各地域の自立支援協議会就労支援部会の会議に参加し、意見交換や県施策の周知などを行い、連携を深めた。

④福祉施設から一般就労への移行

【目標④】

就労定着支援事業の利用者数を2026(令和8)年度中に2021(令和3)年度末実績の1.41倍以上となることを目指します。

	2021 (令和3)年度	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
目標	28人	—	—	40人以上
実績		17人	15人	—

【目標④】目標未達成の要因

定着支援事業については、企業の受入れ体制の充実や他の定着系サービスの存在などから、利用者数は伸び悩んでおり、事業所数も減少傾向にあることも要因となっている

④福祉施設から一般就労への移行

【目標⑤】

就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2026(令和8)年度中に2割5分以上とすることを目指します。

	2021 (令和3)年度	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
目標	—	—	—	2割5分以上
実績		2割5分	なし	—

【目標⑤】目標未達成の要因

定着支援事業については、企業の受入れ体制の充実や他の定着系サービスの存在などから、利用者数は伸び悩んでおり、事業所数も減少傾向にあることも要因となっている

④福祉施設から一般就労への移行 のための取組

■就労支援スタッフによる支援

- ・ 障害者就労支援スタッフが、ハローワークや障害者就業・生活支援センター等の就労支援機関と連携し、福祉施設利用者等の就労支援を行った。

■障害者就業・生活支援センターとの連携

- ・ 就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害者に対し、センター窓口での相談や職場・家庭訪問等により指導、相談を実施した。

■障害者就労支援チームによる就労及び職場定着の支援

- ・ 労働局、ハローワーク等関係機関と連携して、就労移行及び職場定着に向けたチーム支援を行った。

④福祉施設から一般就労への移行のための取組

■企業への障害者雇用の働きかけ

- ・ 法定雇用率未達成企業を中心に、ハローワーク、佐賀障害者職業センター等と連携した働きかけを通じ、法定雇用率達成に向けた取組を進めた。

■障害者雇用促進のためのイベントの開催

- ・ 企業に対し、障害者雇用の制度の説明や企業による優良事例を紹介するセミナーを開催し、障害者雇用に関する理解促進を図った。
- ・ 企業と就労支援機関・福祉施設との交流会を開催し、関係性を構築することで、就労移行や定着支援の促進を図った。

④福祉施設から一般就労への移行のための取組

■合同企業説明会の開催

- ・ 就労を希望する障害者と障害者雇用を希望する企業とをつなぐ合同企業説明会を開催し、一般就労に向けた支援を実施した。

■多様な委託訓練の実施

- ・ 企業、社会福祉法人等の委託訓練先を開拓し、障害者のニーズに応じた多様な委託訓練を実施した。

■レッツチャレンジ雇用

- ・ 就職困難者（障害者、難病患者、DV被害者等）に対し、知識・技能の習得と併せて就業機会の提供を行うレッツチャレンジ雇用の周知に努めた。

④福祉施設から一般就労への移行にかかる評価と対応方針

2025(令和7)年度評価

令和8年7月からの法定雇用率の引き上げを控える中、障害者就労支援スタッフによる企業・福祉施設訪問や職業訓練の活用等の就労支援、企業に対する障害者雇用促進のイベントなどを実施し、福祉施設から一般就労に移行した人数の目標達成に寄与した。

今後の対応方針

障害者就労支援スタッフ等による企業や福祉施設の訪問を引き続き実施するとともに、企業に対する障害者雇用促進のイベントや支援機関との関係性構築のイベントを実施するなど、関係機関と連携しながら施設利用者等の一般就労を推進していく。

⑤ 障害児支援の提供体制の整備等

⑤障害児支援の提供体制の整備等

【目標①】

2026(令和8)年度末までに、地域における中核施設として、児童発達支援センターを各圏域に少なくとも1か所以上設置することを目指します。

- ・ 令和6年度中に新たに中部圏域に1カ所、西部圏域に1カ所設置され、全圏域に児童発達支援センターが設置された。

○児童発達支援センターの設置状況

		中部	東部	北部	西部	南部
基準	2022	2	1	2	0	2
実績	2024	4	1	2	1	2
	2025	4	1	1	1	2
目標	2026	1以上	1以上	1以上	1以上	1以上

【目標②】

2026(令和8)年度末までに、児童発達支援センター等を活用した難聴児支援の中核機能を果たす体制を確保すること及び新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制を構築することを目指します。

- ・ 難聴児の支援について、中核機能を果たす体制の確保及び関係機関の連携体制を構築するため、医療・母子保健・福祉・教育の関係機関と協議を行った。

⑤障害児支援の提供体制の整備等

【目標③】

2026(令和8)年度末までに、各圏域におけるニーズの増加に応じ、保育所等訪問支援事業所の数を増加させ、すべての市町において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを目指します。また、各圏域ごとの児童発達支援センターを中心に地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進を図る体制を構築することを目指します。

		中部	東部	北部	西部	南部
基準	2022	5	6	3	1	3
実績	2024	13	8	4	2	6
	2025	12	8	8	2	6
目標	2026	増加				

【目標④】

障害児入所施設に入所している児童が18歳以降、大人にふさわしい環境に円滑に移行できるように、県において、入所児童の移行調整に係る協議の場を設置します。

	2022 (令和4)年度末	2023 (令和5)年度末	2024 (令和6)年度末	2025 (令和7)年度末
協議の場の 設置状況	無	無	無	無

⑤障害児支援の提供体制の整備等

【目標⑤】2026（令和8）年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の数を増加させ、重度心身障害児が身近な地域で支援を受けられる体制を確保することを目指します。

			中部	東部	北部	西部	南部
児童発達支援事業所	基準	2022	5	2	2	2	2
	実績	2024	4	1	4	1	5
		2025	4	1	4	1	6
	目標	2026	増加				
放課後等 デイサービス	基準	2022	9	2	3	2	2
	実績	2024	9	1	4	1	5
		2025	8	1	4	1	6
	目標	2026	増加				

【目標⑥】 医療的ケア児支援センターを核とし、2026（令和8）年度末までに、圏域ごとに医療的ケア児等に関する地域コーディネーターを配置するとともに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の多職種が連携し、より地域に密着した支援に取り組むことを目指します。

（コーディネーターの配置）

	県	中部	東部	北部	西部	南部
実績（2025）	有	有	無	有	有	有
目標（2026）	有	有	有	有	有	有

⑤障害児支援の提供体制の整備等のための取組

■障害児通所支援

- ・ 障害児通所支援事業所の開設及び運営に対して助言・指導を実施した。

■障害児入所支援

- ・ 医療型短期入所の開設及び運営に対して助言・指導を実施した結果、未設置となっていた南部圏域に1箇所開設した。

■各種研修

- ・ 療育支援センターにおける各種研修等を通じて保育所・幼稚園・障害児入所施設・障害児通所支援事業所・放課後児童クラブ等の職員に対して支援スキルの向上を図った。

■関係機関との連携

- ・ 医療・保健・福祉・保育・教育等の関係機関と連携し、それぞれの状況やライフステージに応じた支援を行った。
- ・ 県協議会の場で保育・教育・保健分野を含む関係機関と連携を図った。

⑤障害児支援の提供体制の整備等のための取組

■児童発達支援センター機能強化事業

- ・ 県内の児童発達支援センター（9施設）において、地域における障害児支援の中核的役割を担い、その機能を強化することを目的として、外来・訪問による療育指導、地域の事業所への療育技術指導や療育機関に対する支援などの取組を実施した。

■医療的ケア児等の協議の場に係る取組

- ・ 医療的ケア児等の支援について県協議会の場において、医療、保健、福祉、保育、教育の各分野の関係者と支援に係る連携強化を図った。
- ・ 「佐賀県医療的ケア児支援センター」を核とし、各圏域に医療的ケア児等地域コーディネーターを配置し、医療的ケア児やその家族、支援者等の相談対応や情報発信等、当事者のライフステージに応じたきめ細やかな支援を実施した。

⑤障害児支援の提供体制の整備等のための取組

■発達障害児に係る取組

- ・鳥栖市と多久市に設置している発達障害者支援センターでは、市町、医療機関、障害福祉サービス事業所、学校等関係機関との連携を図っており、本人・家族からの相談に対して、適切なアドバイスと必要な支援先への繋ぎを行った。
- ・支援体制の整備については、児童発達支援センター機能強化事業において、各センターが未就学児とその保護者を対象とした「親子教室」等に取り組んだほか、発達障害の高校生を対象とした「佐賀プライド・プログラム」を実施するなど、ライフステージに応じた切れ目のない支援を行った。
- ・保護者支援については、児童発達支援センター機能強化事業において、各センターがペアレントプログラムやペアレントトレーニング等を実施した。

■障害児のこども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の確保

- ・幼稚園や保育所等の職員に対する療育技術の指導を実施したり、医療的ケア児支援センターに医療的ケア児等就園支援コーディネーターを配置し入園調整等を実施した。

■難聴児支援に係る取組

- ・医療・福祉・教育の関係機関が連携し、新生児聴覚検査で難聴と診断された子を療育につなげるよう関係機関との協議を実施した。

⑤障害児支援の提供体制の整備等に係る評価と対応方針

2025(令和7)年度評価

保育所等訪問支援、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、県全体で増加した。

医療的ケア児等支援に関する地域コーディネーターを各圏域に配置し、身近な地域で地域の実情に合った支援を行った。

今後の対応方針

令和6年4月に西部圏域に児童発達支援センターが設置され、全圏域に設置された。今後は児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うため、機能強化を行い、障害児支援体制の強化を図っていく。

医療的ケア児とその家族が地域で安心して暮らせるよう、医療的ケア児支援センターを核として、地域コーディネーターと地域の支援者が連携しながら、地域の実情に応じた支援体制の強化を図っていく。

⑥相談支援体制の充実・強化

⑥相談支援体制の充実・強化

【目標】

2026（令和8）年度末までに、各圏域で総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターの設置を目指します。

また、各圏域の自立支援協議会において、個別の事例を通じて明らかになった課題を踏まえて、地域の支援体制整備を図ります。

- ・ 基幹相談支援センターが未設置となっている南部圏域の自立支援協議会においても設置に向けた話し合いが行われており、令和8年度中に全圏域に基幹相談支援センターが設置されている。
- ・ 各圏域の自立支援協議会において支援体制の更なる充実・強化のため、相談支援の知識・経験が豊富な相談支援アドバイザーを派遣し、助言を行った。
- ・ 各圏域で解決できない事例を県の自立支援協議会で協議する体制を整えるため、県の自立支援協議会と圏域の自立支援協議会が連動するよう立て直しを図っている。

■相談支援体制の充実・強化のための取組

- ・ 障害者及びその家族が身近な地域で相談支援を受けることができるよう、市町の総合相談窓口へ相談支援アドバイザーを派遣し、助言・支援を行った。

⑥相談支援体制の充実・強化に係る評価と対応方針

2025（令和7）年度評価

県内どこに住んでいても、障害者及びその家族が身近な地域で相談支援を受けることができる総合相談窓口が整備されている。

今後の対応方針

引き続き、障害者及びその家族が身近な地域で相談支援を受けることができる体制を維持するとともに、その充実・強化を図っていく。

⑦障害福祉サービス等の質を向上させる ための取組に係る体制の構築

⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【目標】

2026(令和8)年度末までに、県及び市町において、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを目指します。

		2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
①障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制の構築	目標	—	—	—	—	構築
	実績	—	構築	構築	構築	構築

⑦障害福祉サービス等の質の向上のための取組

■指導監査結果の関係市町との共有

- ・ 県と20市町が参加する指導監査連絡会議を創設し、市町と指導監査の結果を共有する体制を整備した。

■障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

- ・ 事業所を対象とした集団指導へ市町職員の参加を促すなど、研修の一層の活用を図った。

■障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

- ・ 佐賀県国民健康保険団体連合会を指導監査連絡会議に招き、市町に対する自立支援審査支払等システムによる審査結果の情報共有を行い、市町を通じて事業所に周知するなど、事業所や市町と審査結果を共有する体制を整備した。

⑦障害福祉サービス等の質の向上のための取組

■計画的な人材養成の推進

- ・ 事業所の依頼に応じて障害者虐待防止法の出前講座を開催するなど、権利擁護の視点を含めた職員研修の充実を図った。

■職場環境の改善

- ・ 県の「福祉・介護職員処遇改善加算等取得促進事業」で、専門家を事業者に派遣し、事業者の処遇改善加算取得を促進することで、職員の処遇改善等による職場環境の改善を支援した。
- ・ 県の「障害福祉人材確保・職場環境改善等事業費補助金」で、事業者には職員の処遇改善や職場環境改善等に必要な経費を補助し、障害福祉分野における人材の確保・定着及びサービスの質の向上を支援した。
- ・ 県の「障害福祉現場におけるカスタマーハラスメント等対策事業」で、専門家による事業者向け説明会及び相談会を開催し、事業者のカスタマーハラスメントへの対応を促進し、職員の職場環境の改善を支援した。

⑦障害福祉サービス等の質の向上に係る評価と対応方針

2025(令和7)年度評価

令和2年度に障害福祉課内に指導担当を新設するとともに、県と市町が連携を深めるための会議の場を設けるなど、障害福祉サービス等の質を向上させるための体制を構築しており、目標を達成している。

今後の対応方針

指導監査を適正に実施するとともに、市町と指導監査の結果を共有し、指導監査の充実を図る。

「福祉・介護職員処遇改善加算等取得促進事業」、「障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業費補助金」及び「障害福祉現場におけるカスタマーハラスメント等対策事業」を通じて、事業所における職員の処遇改善や職場環境の改善を促す。